

## ■「市街化調整区域における農家民宿の提案基準(案)」に対する意見回答

【募集期間】 平成30年4月16日(月曜日)から平成30年5月16日(水曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵送・ファクシミリ

【募集結果】 1名の方から、延べ1件のご意見・ご提言をいただきました。

いただいたご意見・ご提言についての府の考え方は次のとおりです。

No.	意見内容	府の考え方
1	観光立国政策にのって小規模宿泊施設の新設を煽っても、観光バブルがはじければ廃業のヤマと不良債権のヤマが築かれるだけ。府民に安易な宿泊業開業を煽るのは慎んでいただきたい。	農家民宿は、余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業体験等の活動を行うことを目的とした「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に規定する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を供するものであり、本提案基準は、新築を認める基準ではなく市街化調整区域内にある既存の住宅を農家民宿へ用途変更する場合に適用するものです。 いただいたご意見につきましては、今後の取組みを進めていくうえで、参考とさせていただきます。